# 保険商品審査事例集

令和3年7月 金融庁監督局保険課

#### 保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法(以下、「法」)第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則(以下、「規則」)第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」)IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で 共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したもの である。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深 度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資する ことを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、 創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、令和2事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

#### 1. 生命保険商品(約款•事業方法書)

(1) 法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)、規則第11条第1号(契約者の需要と利便)

《法令改正を踏まえた保障内容の適正化》

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、 新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けが変更されたが、引き続き当該感染症 を保障対象とするとともに、それを適切に表現するため、約款の規定ぶりの修正・明 確化を実施した。

(コメント) 上記の法令改正に伴い、新型コロナウイルス感染症は、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症にその位置付けが変更されたが、財務の健全性を維持しつつ、当該感染症の性質や社会情勢も踏まえ、引き続き契約者に寄り添い保障を提供することは保険会社の使命であると考える。

審査にあたって、令和2年6月の商品審査事例集で示した留意点のほか、法令改正 を踏まえて最新の新型コロナウイルス感染症の位置付けが適切に反映されているか、 規定の修正・明確化に関しては、変更の必要性、変更後の内容の相当性等の確認を行 った。

今後も、新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症に関する保障の提供について、契約者に寄り添うためにも、継続的に検討することが期待される。

# (2) 法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)

《顧客に対する説明の充実》

健康給付金(※)が支払われる医療保険について、健康給付金部分も含めて解約返戻金が全額削減されることは許容されるものの、契約者に解約した場合の不利益事項を具体的に示すこととした。

(※)被保険者が保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に給付金が支払われる 入院および手術がなかった場合に支払われる給付金

(コメント)本商品は第三分野商品である医療保険に第一分野の生存給付を組み合わせた保険であると整理される。医療保険(第三分野商品)は、その主な目的は保障であることに加えて貯蓄性が低いため、解約返戻金を全額削減することは許容されるが、第一分野の貯蓄性が高い商品については、解約返戻金額を過度に削減することは適当ではない。本商品について、この「貯蓄性」に焦点を当てて確認したところ、保険期間中の生存給付部分の責任準備金は全責任準備金の大半を占めているものの、商品全体の保険料に対して責任準備金が占める割合は高くなく、他の解約返戻金がない商品と比べても高い水準ではなかった。このことから、生存給付の重要性が低い(比較的少額)場合には、本健康給付金は、契約者の貯蓄性に対する期待が高くない医療保険に付随するものであることを踏まえ、貯蓄性の観点からは顧客保護に欠けるおそれはないものとして、生存給付部分も含めて解約返戻金を全額削減することも許容されると考えられる。

また、本商品の販売にあたっては契約者保護の観点から、設計書等に「保険料の一部を将来の給付金等の支払いのために責任準備金として積み立てているものの、解約返戻金はないため、保険期間の中途で契約を解約した場合は責任準備金を返すことはできない」旨を記載することとした。さらに、保険料の払込累計額、責任準備金額、解約返戻金額を例示し、契約者に解約した場合の不利益事項を具体的に示すこととした。このように、解約した場合には契約者が不利益を被る面があることについて説明を充実させることは、顧客本位の観点から適当と考えられる。

#### (3) 監督指針Ⅳ-1-8(保険金額)

《商品性を踏まえた給付金額の設定》

「就業不能状態が終了した状態」を支払事由とする給付金を創設するにあたり、給付金額の範囲は本給付金の主な目的を踏まえ設定することとした。

(コメント) 本給付金の支払事由である「就業不能状態が終了した状態」については、 就業不能状態が終了した場合でも完全に治癒したものではなく、その後も通院や検 査による経過観察、継続的な治療を要する状態であることが想定される。このような 場合、時短勤務や転職などで収入が減少するケースもあることから、本給付金は就業不能状態から復帰した後の収入減少の保障を主な目的とするものと考えられる。このため、本給付金の金額範囲について、職場復帰しフルタイムでの勤務が可能になるまでの期間等を考慮して設定することは適当である。

# 2. 生命保険商品(算出方法書)

(1) 監督指針Ⅳ-5-1-(3) (適切な予定発生率等の設定)

《予定解約率の設定》

経過年数とともに予定解約率が逓減する設定の終身医療保険に付加できる更新型の 先進医療特約について、その予定解約率の設定は、更新後も含めて主契約の経過年 数に応じたものとし、主契約と同じ水準とすることとした。

(コメント) 特約の予定解約率の設定については、主契約の予定解約率や本特約の解約の実績等を踏まえ、合理的に設定する必要がある。また、更新型の場合については、 更新前後におけるその連続性などについても留意する必要がある。

### 3. 損害保険商品(約款•事業方法書)

(1) 法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)、規則第11条第1号(契約者の需要と利便)

《自然災害を対象とする保険(災害規模に応じた補償の設定)》

地震や台風、洪水等の自然災害による損害のみを補償対象とする企業向け商品において、地震や台風といった自然事象ごとに、震度や風速といった規模に応じて異なる支払限度額や免責金額等を設定できる仕組みを導入した。

(コメント) 補償範囲を自然災害に限定し、また、自然事象ごとに災害規模に応じて異なる支払限度額や免責金額等を設定できる商品を提供することで、契約者である企業は、自社で策定する自然災害リスクマネジメントに、より適合した保険設計が可能となり、契約者の需要・利便に資するものと考えられる。

自然災害の規模として用いる指標について、①客観的で観測精度の高い指標であること、②採用する観測点や観測機器の性質・条件等について顧客企業が十分に理解していることを要件とし、契約者保護の観点から、事故発生時に契約者と保険会社との間に災害規模についての認識の齟齬が発生しないものとしている。また、当該指標は、自然災害の規模に応じて支払限度額等を設定する商品特性上、原則として、契約者である企業が自社の自然災害リスクマネジメントの策定・実行においてすでに使用している指標であることを前提としており、上記①②の要件を満たすうえでも適切な対応と考えられる。

# (2) 法第3条第4項第2号ホ(第三分野保険)、規則第11条第1号(契約者の需要 と利便)

《入院前に一時金を支払う保険》

病院が発行する入院診療計画書等により、入院の蓋然性が高い場合に限り、入院前に一時金を支払うこととした。ただし、入院しなかった場合には、被保険者が受領した一時金の返還を求めることとしている。

(コメント) 法第3条第4項第2号ホは「治療を受けたこと」と規定しているところ、「入院したこと」はこれに該当するが、入院準備の段階(治療をこれから受けること)はこれに該当しない。そのため、入院準備の段階に至ったことを理由として確定的に保険金を支払うことは、法第3条第4項第2号ホに該当しないと考えられる。

他方、今回の一時金は、入院診療計画書等により入院することの蓋然性が高いと認められる場合に支払われるものであり、結果的に入院の事実が確認できなかった場合には返還を求めるものであることを踏まえると、(入院したことを理由に支払う)保険金を仮払いしているに過ぎないことから、法第3条第4項第2号ホに反するものとは言えないと考えられる。

入院準備の段階で費用負担(衣類、入院保証金など)が発生することは一般的であり、そうしたニーズに対応する補償を提供することは、契約者の需要・利便に資するものと考えられる。

#### (3)規則第 11 条第 1 号(契約者の需要と利便)

《自動車保険における中断要件の追加(重大疾病・傷害)》

自動車保険において、やむを得ない事情(廃車・譲渡・返還、海外出張・転勤、妊娠等)により保険契約を中断した場合に、中断前のノンフリート等級を中断後の再開契約に継承できる制度(中断特則)があるところ、当該制度を利用できる要件に「記名被保険者がガン等の重大な疾病に罹患した場合や重大な傷害を被った場合」を追加することとした。

なお、本要件の適用に際しては、医学的に自動車の運転が不可能である旨の医師に よる診断書の取付けを必要とすることとしている。

(コメント) 既存の制度において、物理的に運転できない状況もしくは社会通念上運転 しない状況に該当する事由である場合に、中断前のノンフリート等級を中断後の再 開契約に継承(以下「等級継承」という)できることとしている。重大な疾病に罹患 した場合や重大な傷害を被った場合に等級継承を認めることは、既存制度の考え方 から逸脱するものではなく、保険契約者が治療に専念できる環境整備につながるた め、本対応は保険契約者の需要・利便に資するものと考えられる。 なお、保険契約者の自由意思による保険契約の中断についても等級継承を認めた場合は、保険契約の中断中に無保険状態で自動車を運転するケースが増加するなど、モラルリスクが懸念される。本件は、医学的に自動車の運転が不可能である旨の医師による診断書の取付けを条件にしており、モラルリスクを助長するものではないと考えられる。

# 4. 損害保険商品(算出方法書)

(1) 法第 5 条第 1 項第 4 号イ (保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性)、監督指針 II-2-5-2(5)④、IV-5-1(6)② (付加保険料)

《運転特性情報についてのデータ利用料の取扱い》

コネクテッドカー (注) の運転特性情報に基づくサービス (安全運転診断や保険料の割増引)を提供する際に、「運転特性情報を取得する自動車 1 台あたり X 円」のようにサービスを享受する契約自動車単位で運転特性情報についてのデータ利用料を自動車メーカーに支払うケースがある。この場合、当該利用料はサービスを享受する契約自動車に対する付加保険料として設定することとし、当該サービスを享受していない他の契約自動車には設定しないことは妥当と考えるがいかがか。(照会)(注)情報通信端末としての機能を有する自動車、またはその機能を別売端末の設置等を通じて有している自動車

(コメント) 付加保険料であっても料率三要件を満たす必要がある。データ利用料を支払って取得したコネクテッドカーの運転特性情報が、安全運転診断や保険料の割増引のサービスだけに利用されるということであれば、当該サービスを享受していない他の契約自動車にも当該データ利用料を負担させることは、妥当な保険料設定であるとは言えないものと考えられる。